丸亀市臨時教育委員会会議録

1 日 時 令和4年5月11日(水)

午後4時30分~午後4時40分

場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員德永秀文委員松岡 舟委員福田康知委員井下由美教育長末澤 康彦

説明のため出席した者

教育部長 七座武史

総務課長 吉 野 隆 志

総務課副課長 土 井 節 子

書記総務課庶務担当長富士川美由紀

- 3 傍 聴 なし
- 4 議 題

議案第1号 「丸亀市教育長職務代理者の指名について」

5 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名 する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員

6 議事の大要

午後4時30分 開会

[教育部長]

臨時教育委員会開会前に、事務局から教育長及び教育委員の選任についてご説明させていた だく。

このたび、金丸教育長が5月10日に任期満了となったことから、4月26日開催の市議会臨時会において市議会の同意を得て、5月11日付けで末澤康彦教育長が任命された。末澤教育長の任期につきましては、令和7年5月10日までの3年間となる。また、土方委員が5月10日に任期満了となったことから、同じく市議会臨時会において市議会の同意を得て、5月11日付けで井下由美教育委員が任命された。井下委員の任期につきましては、令和8年5月10日までの4年間である。

議案第1号 「丸亀市教育長職務代理者の指名について」

[教育部長]

丸亀市教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条の第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその 指名する委員がその職務を行う旨が規定されていることから、職務代理者を指名するものであ る。

〔教育長〕

教育長職務代理者として、引き続き、徳永委員を指名し、任期は令和4年5月11日から令和5年5月10日までの1年間といたしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

〔教育長〕

なお、教育長職務代理者は、非常勤職員であるが、いざというときは事務局のトップとして 実際に事務全般を見ながら、指揮命令しなければならない。しかしながら、現実的には難しい と思うので、具体的な事務の執行につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第25条第4項で、事務局職員に委任できる規定があるので、これまでと同様、教育部長に委任 したいと思う。

7 閉会

午後4時40分